

○ 関市自治基本条例の検証について

前回の審議会において、関市自治基本条例の検証及び見直しにあたり、素案があるとよいという話になりました。そのため、今回、事務局で次のとおり素案を作成しました。

< 1 > 最近の社会情勢を考慮し、見直しを検討したい事項

- (1) 関係人口
- (2) 持続可能な社会（持続可能性）
- (3) 多様性（ダイバーシティ）
- (4) デジタル化、DX

< 2 > 市が条例を運用する上で、見直しを検討したい事項

- (1) まちづくり市民会議の要件緩和
- (2) 条例の検証

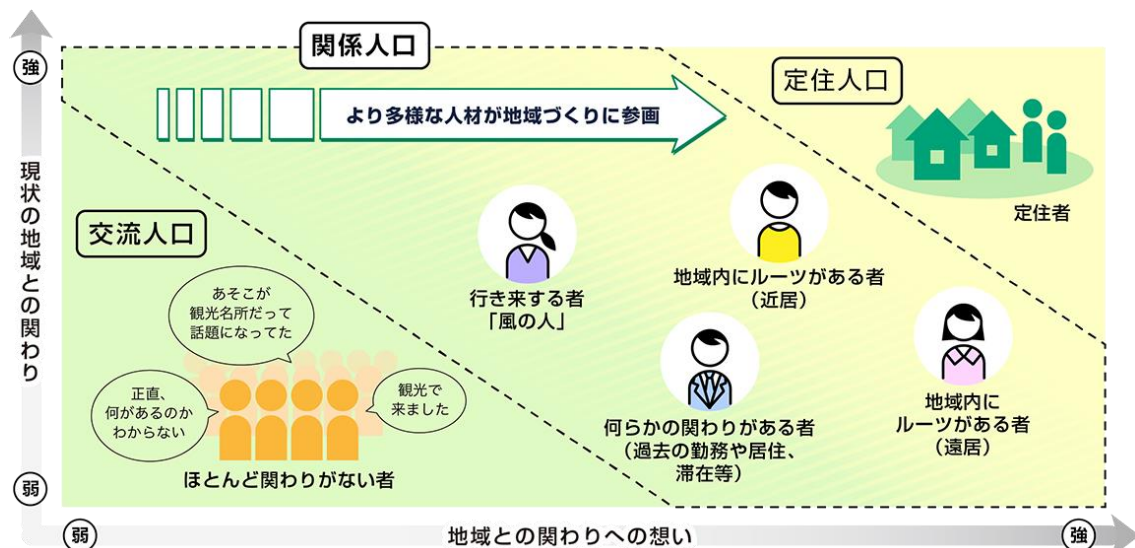
< 1 > 最近の社会情勢を考慮し、見直しを検討したい事項

(1) 関係人口

「関係人口」とは、移住して定住している「定住人口」でもなく、観光などで一時的に訪れる「交流人口」でもなく、第三の人口として、地域と多様に関わる人々のことをいいます。

関市では、今年度から「せきファンクラブ」を創設し、関市を第二の故郷として応援してもらえる方の募集を始めました。このように、市外に住みながら、就労や就学とは異なる形で主体的に関市に関わる人たちも、条例上の「市民」に含めることができるのではないかという考えにより、条例の見直しを図るものです。

関係人口のイメージ（※総務省HP）



参考１：関係人口に関する資料

・せきファンクラブ

【改正案】

（定義）

第２条 この条例で使われている用語の意味は、次のとおりです。

（１） 市民 市内に住む人、市内で働く人、市内で学ぶ人及び、事業者（市内で事業又は活動を行う個人、法人その他団体をいいます。以下同じです。）及び市を応援する人（市を継続的に応援し、市のまちづくり、交流、支援等に主体的に関与する人をいいます。）をいいます。

（２）～（５） 略

（２） 持続可能な社会（持続可能性）

「持続可能な社会」とは、国際連合が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」に代表されるように、地球の環境を壊さず、資源を使いすぎず、環境・経済・社会のバランスを保ちながら、将来の世代も豊かに生活し続けられる社会のことをいいます。

まちづくりにおいても、この概念を取り入れて、将来に向かって持続可能なかたちでまちづくりに取り組む必要がある旨を明示するものです。

【改正案】

※前文

略

わたしたちは、先人の英知によって築かれ、平成の市町村合併により生まれ変わったこのまちを誇りに思い、誰もが心豊かに安心して暮らす暮らし続けることができるまちとして、未来を担う子どもたちへ引き継ぎます。

略

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、持続可能なまちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

略

（基本原則）

第４条 市民、議会及び行政は、次の基本原則に基づき、まちづくりを推進します。

（１）～（７） 略

（８） 持続可能なまちづくり

(3) 多様性（ダイバーシティ）

「多様性（ダイバーシティ）」とは、年齢、性別、障がいの有無、国籍、文化的背景など様々な異なる属性を持つ人々が組織や集団の中で共存している状態のことをいいます。

多様性はグローバル化の進展とともに台頭してきた価値観ですが、多様性を尊重することにより、あらゆる人々が差別を受けることなく、一人ひとりが様々な違いのある個人として、互いに認め合い、連携し、協力することで、より一層の社会の活力や創造性の向上につなげていくことができるものと考えられています。

また、昨今では「多様性」に関連して、「インクルーシブ（包括、共生）」という価値観も注視されております。

従来は「高齢者、障がい者等の権利」として、生活弱者のまちづくりの権利という視点から条例上は規定をされていましたが、現代的な価値観である「多様性」の視点から、ひとつの個性として捉えて尊重したうえで、様々な属性の人たちが地域社会の一員として共生するまちを実現していくという意識に変えていくものです。

参考２：多様性に関する資料

- ・千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例
- ・渋谷区人権を尊重し差別をなくす社会を推進する条例
- ・渋谷区多様性を認め合う社会を推進する条例

【改正案】

※前文

略

そのためには、市民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様な価値観を認め合いながら人や地域のつながりを大切にしなければなりません。また、全ての市民が市政に関心を持ち、持続可能なまちづくりに理解を深め、その取組に主体的かつ自律的に参画することが必要です。

略

~~（高齢者、障がい者等の権利）（多様性の尊重）~~

第8条 市民、議会及び行政は、~~高齢者、障がい者等が年齢、性別、国籍、障がいの有無等にかかわらず、誰もが~~地域社会の一員としてまちづくりに参画することができるよう努めます。

(4) デジタル化、DX

「デジタル化」とは、アナログな情報をデジタルデータに変換したり、IT（情報技術）ツールを導入することで、業務の効率化や生産性の向上を図ることをいいます。

「DX」とは、「デジタル・トランスフォーメーション」の俗称で、デジタル技術を活用して、ビジネスモデルや業務プロセスを根本的に変革し、新たな価値を創出することをいいます。

現代社会においては、デジタルを活用したまちづくりが、市民の利便性の向上に資するとともに、人口減少及び少子高齢化をはじめとする社会課題に対応する上で非常に重要であるという認識が広がっています。

関市においても、デジタルの活用は、まちづくりに限らず市政全般において、重要な要素であり、市民、議会及び行政の各々が理解をし、お互いが協力をしないと進めることができないものです。その一方で、デジタルに対応できない市民への支援を行う必要があることを併せて明示することで、市として、デジタルを活用したまちづくりの方針を示すものです。

参考 3：デジタル化、DXに関する資料

- ・デジタル社会形成基本法
- ・浜松市デジタルを活用したまちづくり推進条例
- ・真岡市未来変革デジタル条例
- ・デジタルで創る持続可能なまちづくり条例（滑川市）

【改正案】

（デジタルの活用）

第 17 条の 2 市民、議会及び行政は、デジタルを活用したまちづくりを推進するため、お互いに連携し、協力するよう努めます。

2 行政は、デジタルを活用したまちづくりの推進にあたり、デジタルの利用が困難な市民を支援します。

< 2 > 市が条例を運用する上で、見直しを検討したい事項

（１） まちづくり市民会議の要件緩和

まちづくり市民会議は、「市民が市政に関する施策を提言する」という形で 10 年以上続けてきましたが、多少趣向を変えるなど試行しても、参加者が集まらないだけでなく、応募があっても毎年同じ顔ぶれであるなど、「協働のまちづくりを推進するため」という目的を果たしているとはいえないのが現状です。

会議がうまくいかない理由としては、いろいろな要素が考えられるところですが、その一つとして、条例によって施策の提言に限定されることで、会議の敷居が高くなっている点が考えられます。

施策の提言にこだわらず、例えば、市政について知りたい人や意見であれば話せる人でも幅広く参加できるように、会議の要件を緩和するよう条例を見直すものです。

【改正案】

(まちづくり市民会議)

第 26 条 市長は、協働によるまちづくりを推進するため、市民が市政に関する施策を提言する市民が市政について学び、市政に関する意見及び施策を提言できるまちづくり市民会議（以下「まちづくり市民会議」といいます。）を開催します。

2 略

3 行政は、まちづくり市民会議から提言のあった意見に配慮し、及び施策の実現に努めます。

(2) 条例の検証

条例の検証については、令和 6 年 8 月 5 日開催の関市自治基本条例推進審議会において、関市自治基本条例推進審議会運営規程としてルール化されたところです。

その一方で、市として、受動的ではなく、能動的に検証を行うという姿勢を明示する必要があるのではないかという意見が市の内部であったことから、あらためて条例の見直し事項として挙げるものです。

市が条例の検証を行うにあたり、審議会に諮問をし、その結果を踏まえて考慮し、必要な措置を講じるという流れを想定しております。

※参考

○ 関市自治基本条例推進審議会運営規程

(目的)

第 1 条 この規程は、関市自治基本条例推進審議会規則（平成 27 年関市規則第 14 号）第 5 条の規定に基づき、関市自治基本条例推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(検証)

第 2 条 審議会は、おおむね 5 年ごとに、関市自治基本条例（平成 26 年関市条例第 40 号）が社会情勢の変化に対応し、かつ、その実効性が担保できているかどうかを検証するものとする。

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 5 日から施行する。

【改正案】

(検証)

第 31 条 市長は、おおむね 5 年ごとに、この条例が社会情勢の変化に対応し、かつ、その実効性が担保できているかどうかを検証し、その結果に基づいて、必要な措置を講じます。